

種苗のオンライン取引について

農 林 水 産 省

輸出・国際局
知的財産課

種苗法の概要

- ◇ 種苗法は、**品種登録制度**と**指定種苗制度**で構成されている。
- ◇ 品種登録制度により、**新しく育成された品種**が出願され、登録されることにより育成者権を保護している。

＜種苗法の目的＞

品種登録制度

新品種を育成した者に、**登録により一定の権利を与える**ことを通じて、品種の育成を振興

指定種苗制度

種苗の表示に関する規程を定め、種苗の流通を適正化

表示事項

- ①種苗業者の名称及び住所
- ②種類及び品種名
- ③生産地
- ④有効期限及び発芽率
- ⑤数量
- ⑥その他（農薬の使用回数等）

農林水産業の発展

国民生活の向上

優良な新品種が支える我が国農業

- ◇ 植物新品種は我が国農業の発展を支える重要な要素である。
- ◇ 環境や消費者の嗜好に合った新品種の開発により、生産性の向上や付加価値が増加し、農業者も消費者も利益を享受している。

【超多収米】

通常の1.5倍となる800kg/10a以上の収量を期待できる極多収の水稻「とよめき」



【製パン適性の小麦】

中力小麦とブレンドすることにより優れた製パン適性を示す小麦「ゆめちから」



【白いちご】

遺伝的にアントシアニンの合成量が少ないため、白くなったいちご「イロハ-001」



【温暖化に対応した米】

高温条件でも白未熟粒の発生が少なく品質が低下しにくい水稻「にこまる」



コロナ禍に伴う一般人による種苗取引の拡大

- ◇ コロナ禍に伴うデジタル化の進展と国民のライフスタイルの変化により、家庭における種苗の利用ニーズが高まるなど、一般人による登録品種の種苗の需要・取引が増大。
- ◇ こうした中、フリマサイト等において個人間売買が大幅に増加。増殖が容易な種苗を匿名で気軽に販売できることから、無断増殖が疑われる登録品種の種苗が多数出品。
- ◇ フリマサイト等における出品の中には、例えば、苗のタグに品種名が映っているが文字ベースでは品種名を伏せて出品していた例や、コメント欄に品種名を記載し、商品説明には品種名を伏せて出品していた例も。

〇インターネット上の登録品種の種苗出品状況



オンライン取引拡大による病害リスク

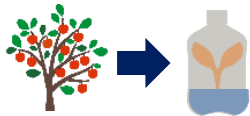
- ◇ 種苗会社等では病害虫防除も含め徹底した管理の上で種苗を生産。他方、**一般の個人が増殖した種苗は、こうした管理が行われず、病害虫が寄生・感染しているリスクが高い。**
- ◇ フリマサイトで販売されていた苗の現物に指定種苗制度に基づく表示が行われていないとの報道がある。この中では、病気の拡大リスクを懸念する農家の声も指摘されている。

サツマイモ基腐病

- ・ サツマイモ等に感染するカビの一種。茎、イモが褐変し、被害が激しい場合は萎れて枯れ、腐敗し、商品価値を失う。
- ・ 土壌伝染の他、主に、**感染した苗や種イモを植えることによって発生が広がる**。
- ・ 一見、**健全に見えても病害虫が寄生・感染している場合もあり**、一般の個人が見分けることは困難。



○種苗会社の苗生産について

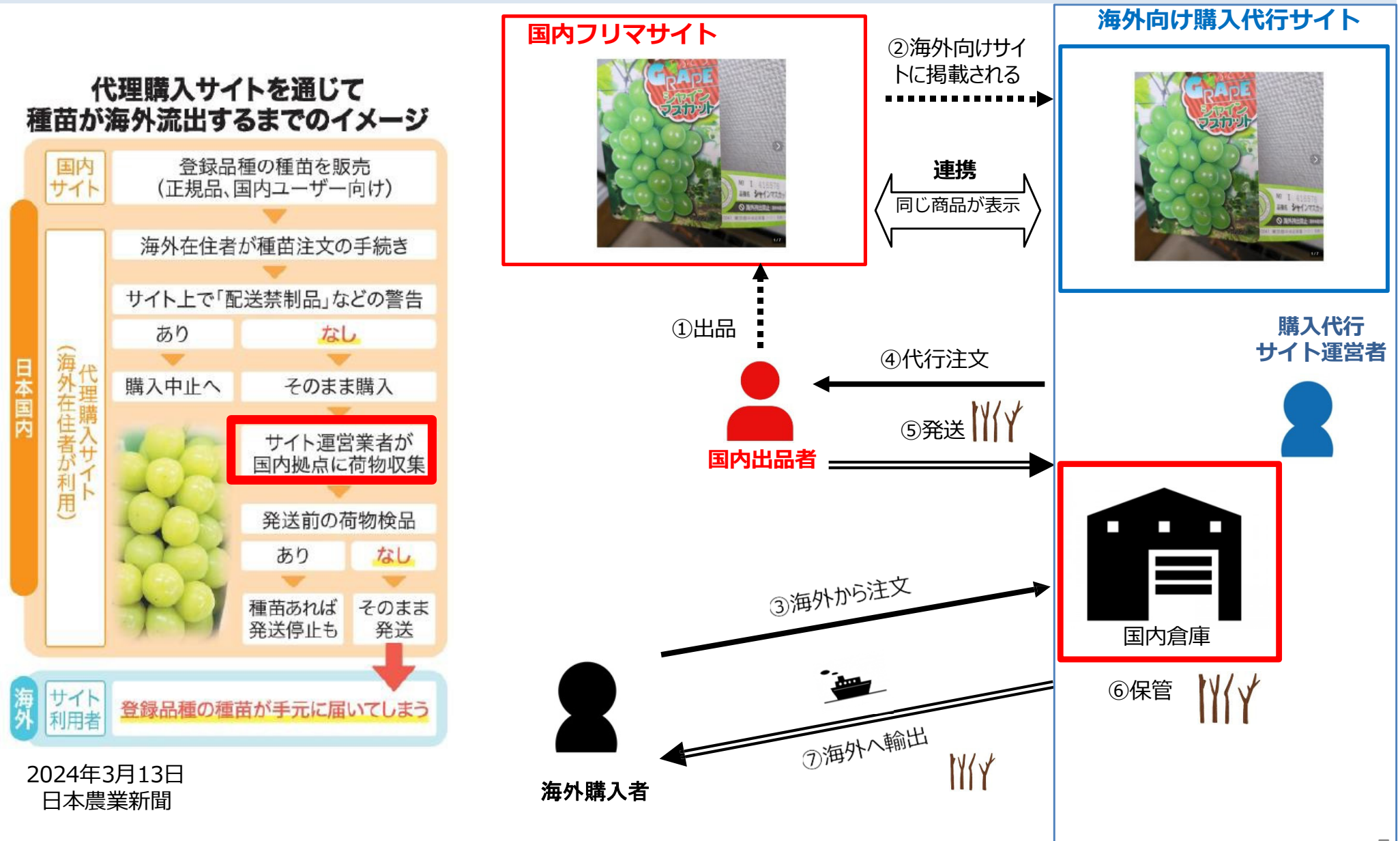


○症状の見えづらい病害の例 (イチゴ萎黄病)

[illegible]

海外購入代行の仕組み

◇ 海外購入代行は、海外から国内フリマサイト等で販売されている登録品種の種苗が購入された場合、購入代行サイト運営者が国内フリマサイト等の出品者に種苗を代行注文し、届いた種苗を国内の倉庫で一定期間保管後、海外に輸出する仕組み。



2024年3月13日
日本農業新聞

販売者の方に気を付けていただきたいこと①

【育成者権侵害の例】

育成者権者の**許諾を得ず**に行う、**登録品種の種苗の生産（増殖）やその販売・譲渡**。
以下は 栄養繁殖の増殖の一例。

- ・ 果樹や花きについて、
 - ア) 剪定枝を台木に接ぐことにより新たな苗木を得る行為
 - イ) 剪定枝を鉢等に挿して新たな苗木を得る行為
(環状剥皮等を行い発根させ、新たな苗木を得る行為を含む)
- ・ 果樹について、樹勢を強くする等のために剪定枝を植物の高い位置で接ぐ行為
- ・ 花きについて、植物体の一部を残して株分けする行為
(苗の集合体を分ける行為を除く)
- ・ イチゴについて、イチゴ苗を契約の範囲を超えて増殖する行為
- ・ スーパー等で購入した登録品種の収穫物から種苗を得て、増殖する行為
 - ア) ジャガイモについて、食用のジャガイモを種イモとして利用する行為
 - イ) サツマイモについて、食用のサツマイモを種イモとして利用する行為
- ・ サツマイモのツル苗を定植し、さらにツル苗を増殖する行為

→**故意の育成者権侵害は刑事罰の対象となり得るので注意。**

(10年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金、その併科)

(参考) そのタネ、ほんとに大丈夫? ~育成者権侵害について~ (農林水産省HP)

販売者の方に気を付けていただきたいこと②

【登録品種の必要な表示事項】

販売サイト上の商品の説明欄及び種苗又はその包装に、以下を表示。

- ① 登録品種である旨の表示（以下のいずれかを表示）
 - ア 「登録品種」の文字
 - イ 「品種登録」の文字及びその品種登録番号
 - ウ PVP マーク
- ② 海外持出制限や栽培地域指定の制限がある場合には、当該制限がある旨の表示

→表示義務違反は罰則の対象となり得るので注意。

【指定種苗制度に基づく表示】

種苗又はその種苗の包装に、以下の事項を表示。

- ① 表示をした種苗業者の氏名（法人又は名称）及び住所
- ② 植物の種類及び品種（接木した苗木（果樹）は、穂木及び台木の種類と品種）
- ③ 生産地（国内産は、都道府県名、外国産は国名）
- ④ 種子については、採種の年月（又は有効期限）及び発芽率
- ⑤ 数量（重量、体積、本数、個数等）
- ⑥ 農薬の使用履歴（使用した農薬に含有する有効成分の種類及び使用回数）

→表示義務違反は罰則の対象となり得るので注意。

（参考）そのタネ、ほんとに大丈夫？～育成者権侵害について～（農林水産省HP）

刑事罰適用事例

◇ 近時、フリマサイトでの違法出品による刑事罰適用事例が複数存在。



写真提供：警視庁



写真提供：警視庁

○品種 ブドウ品種「シャインマスカット」
(育成者：農研機構)

○概要

正規に購入した「シャインマスカット」の苗木を育成者権者に無断で増殖し、フリマサイトで広く販売したほか、販売目的で保管していた愛媛県の30代会社員に対し、罰金刑が科された。

○品種 いちご品種「東京おひさまベリー」
(育成者：東京都)

○概要

正規に購入した「東京おひさまベリー」の苗を育成者権者に無断で増殖し、フリマサイトで販売していた千葉県50代無職に対し、罰金刑が科された。

○品種 ブドウ品種「ナガノパープル」
(育成者：長野県)

○概要

正規に購入した「ナガノパープル」の苗木を育成者権者に無断で増殖し、フリマサイトで販売した神奈川県30代農業者及び大阪府の20代派遣社員に対し、罰金刑が科された。